

事務連絡
平成 21 年 7 月 16 日

障害福祉サービス事業所
障害者支援施設
横浜市地域生活支援事業 事業所 } 管理者 各位

横浜市健康福祉局障害企画課長
障害福祉課長
障害支援課長

新型インフルエンザ予防対策に係る横浜市の対応方針の変更について
(通知)

本日、第8回横浜市新型インフルエンザ対策本部会議において、新たな対応方針が決定しました。

管理者各位におかれましては内容を確認するとともに、これに沿った対応を行うようお願いします。

引き続き予防対策の徹底をお願いするとともに、情報の収集に努めていただきますよう重ねてお願いします。

1 変更方針

別紙「横浜市新型インフルエンザ対応方針の変更について」(新型インフルエンザ対策会議資料3) のとおり

2 管理者としての留意事項

(1) 医療機関の受診について

発熱外来の廃止にともない、受診の際は協力医療機関等の受診先にあらかじめ問い合わせた上で受診してください。受診先が不明な場合には、健康福祉局の発熱相談センター（671-4183）に問い合わせてください。

(2) インフルエンザ様の症状を有する者が発生した場合の対応について

利用者、職員等においてインフルエンザ様の症状（38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状）を有する者が発生して7日以内に、そのものを含めて2名以上が次の条件を満たす場合には、

インフルエンザ様症状を有するものについて、医師（嘱託医や主治医等）が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること（簡易迅速検査でB型が確定された場合は除く。）。

ア 保健所支所※（事業所施設等の所在する区の福祉保健センター・福祉保健課健康づくり係）、障害福祉部の各担当課、障害者支援センター等関係機関に連絡してください。
※ 健康づくり係の電話番号は、ホームページ等でご確認ください。

イ 保健所支所は、新型インフルエンザ確定のために必要な検査等を行うことがありますので、その指示に従い協力してください。

ウ 新型インフルエンザの集団発生が確認された場合には、関係機関の指示に従ってください。

なお、本通知文は「障害福祉サービスかながわ」にも掲出してあります。

問い合わせ先：障害企画課 TEL 045-671-3603

障害福祉課 TEL 045-671-2401

障害支援課 TEL 045-671-3565

FAX（共通） 045-671-3566

横浜市 新型インフルエンザ対応方針の変更について

平成 21 年 7 月 16 日

健康福祉部

平成 21 年 6 月 19 日付「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」を踏まえ、医療体制、相談体制等について次のとおり対応方針を変更する。

1 発熱外来、発熱相談センター

(1) 発熱外来

- ・現行の発熱外来を廃止し、最寄りの病院や一般の協力医療機関で患者の診療を行う。

○実施時期：7 月 17 日（金）

(2) 発熱相談センター

- ・発熱外来の廃止に合わせ、受診先がわからない市民に対して受診できる医療機関の紹介を行う。
- ・実施体制は、本庁に一元化することとし、対応時間の見直しを行う。

現 行	移行期間 (7月 17 日～23 日)	変更後 (7月 24 日～)
局 全日 24 時間体制 各区 平日 9 時～17 時	局 全日 24 時間体制 各区 休止	局 平日 9 時～17 時 各区 休止

○実施時期：7 月 17 日（金）

2 検査体制

- ・これまで行ってきた全数検査は止め、医療機関や学校・福祉施設等における集団発生事例等についての検査へと変更する。

現行	変更後
感染を疑うすべての患者に対し、 PCR 検査を実施	集団発生事例を疑う一部の患者に対し、 PCR 検査を実施

3 患者・濃厚接触者に対する対応

(1) 患者に対する対応

- ・外出自粛・自宅療養を原則とする。
- ・感染拡大防止のための咳エチケットや、症状増悪時の医療機関等への連絡の必要性を十分に説明し、協力を求める。

(2) 濃厚接触者への対応

- ・濃厚接触者の把握は、患者の家族や患者が所属する集団の者に限定して行う。
- ・感染拡大防止のための咳エチケットや症状がある時の外出自粛、症状出現時の保健所への連絡の必要性を十分に説明し、協力を求める。
- ・基礎疾患を有する者等（高齢者、妊婦を含む）には、医師の判断に基づき必要であれば抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

○実施時期：7 月 17 日（金）